

労務対策セミナー

～ 適正な雇用管理のポイント ～

2019年4月1日から順次施行されている働き方改革関連法において、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務、同一労働同一賃金といった、労働法の改正や働き方の変化などにより、企業はその対応に迫られています。

本セミナーでは、働き方改革関連法の改正内容や、労働時間の管理方法など、順次施行される働き方改革関連法に対応する方法を学ぶことができます。

～ 研修カリキュラム ～

時間外労働の上限規制の改正に対応するためにすべきこと

- ・2020年4月1日から施行される時間外労働の上限規制について
- ・改正内容について
- ・労働時間の管理
- ・生産性向上事例紹介

同一労働同一賃金に対応するためにすべきこと

- ・2021年4月1日から施行される同一労働同一賃金について
- ・改正内容について
- ・同一労働同一賃金の注意点
- ・雇用管理区分の明確化について
- ・トラブル事例紹介

【日 時】 2020年 2月25日(火) 14:00～16:30

【定 員】 40名 ※定員に達し次第締め切ります。お早目にお申し込みください。

【講 師】 社会保険労務士法人ダブルリード 代表 烏野 茂孝氏

【会 場】 八尾商工会議所 3階 中会議室

※駐車場は最初の1時間は無料、その後20分ごとに100円が必要となりますので、予めご了承ください。
また、台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関を利用下さい。

お申込
お問い合わせ先

八尾商工会議所 総務部 業務課

〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6 TEL 072-922-1181 FAX 072-922-8828

【参加票について】

FAXを送信いただいた後、当所から3日以内に参加票を送付いたします。万が一、参加票が届かない場合は、恐れ入りますが事務局までお問い合わせいただけますようお願いいたします。

八尾商工会議所 総務部 業務課 行 (FAX: 072-922-8828)

労務対策セミナー（適正な雇用管理のポイント）申込書

| | | | |
|--------|----------------------|-----|------------------------------|
| 事業所名 | | TEL | |
| 所在地 | (〒 -) | FAX | |
| 申込担当者名 | ふりがな (部署・役職) (氏名) | メール | @ 八尾商工会議所メールマガジン (□要 □不要) |
| 参加者名 | ふりがな (部署・役職) (氏名) | | |
| 参加者名 | ふりがな (部署・役職) (氏名) | | |